

幌延町障害者計画を策定しました

平成15年度からの支援費制度の導入などにより障害のある人の取り巻く環境が大きく変化してきていることから、また老朽化した町立北屋園の改築を推進するため、障害のある人が望む暮らしを確保・支援できるように「幌延町障害者計画」を策定しました。

この計画は、障害者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を定めたもので、計画の期間は平成16年度から平成24年度までの9年間です。

計画の策定にあたっては、昨年7月に町内に居住する障害者手帳交付者を対象に、暮らしの状況やニーズを把握するための調査や町内の事業者の皆さんにご意見をうかがいました。これらの結果を計画に反映できるように、幌延町障害者計画策定委員会（委員8名）で

議論・協議を行い計画の策定を進めました。

幌延町障害者計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、こ

具体的な施策の体系

基本目標			基本理念 ノーマライゼーションとリハビリテーション
3	2	1	
みんなにバリアフリーな環境をつくり、助け合って暮らす	障害のある人の自立心と意欲を社会活動につなげる	地域でいきいきと生活ができるように支える	(1) 地域生活支援 (2) 保健・医療 (1) 育成・教育 (2) 就業 (3) 社会活動 (1) 心のバリアフリー (2) 生活環境 (3) 情報・コミュニケーション
施策の区分			

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通（ノーマル）の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。

リハビリテーション

障害のある人や高齢者などのその能力を最大限に発揮し、自立を促すために行う医療・教育・職業・社会活動など多様な分野で行われる専門的技術のことで、広い分野で総合的に推進することが求められています。

障害者手帳所持者の入浴料金を割り引きます



障害のある人の生活の質の向上と社会参加活動等の促進のため、7月1日から障害者手帳所持者を対象に幌延町公衆浴場の入浴料金を、次の料金を割り引くことにしましたのでお知らせします。

対象者／身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの障害者手帳をお持ちの人

入浴料金／1回券100円

回数券（11回分）1,000円

※小人、70歳以上又は生活保護世帯の人は、同額料金のため対象になりません
 その他／入浴料金の割り引きを受けるには、受付で障害者手帳を提示する必要があります。

【公衆浴場の営業】

平日 午後3時から午後9時まで

※受付は午後8時まで

土・日・祝日 午後1時から午後9時まで

※受付は午後8時まで

休業日 毎週水曜日、毎月最終月曜日、

7月15日、8月15日、1月1日、

1月2日

詳しいお問い合わせ

町民課福祉住民係

☎ 5-1111 (内線160)